

# 個 別 編

## ① 実地指導における主な指摘事項にはどのようなものがあるか？

県指導監査室による実地指導（特定施設入居者生活介護）において指摘のあった主な指摘事項は下記のとおりです。

### ①人員基準に関するもの

- ・介護職員について、人員基準欠如の月が見られた。
- ・従業員の配置の基準となる利用者の数について、前年度の平均値を用いていなかった。

### ②設備に関する基準

- ・宿泊室を居室として利用していた。

### ③運営に関する基準

ア 内容及び手続きの説明及び契約の締結等

#### 【重要事項説明書】

- ・従業員が実態と異なっていた。
- ・苦情申立先として保険者（市町）及び国保連の所在地の記載がない又は不十分であった。
- ・国保連の連絡先が苦情相談窓口専用電話番号（083-995-1010）になっていなかった。
- ・受託居宅サービスの単位数と利用料金が誤っていた。
- ・食事の提供に係る利用料が実態と異なっていた。
- ・利用料その他費用の額は料金表に記載とあったが、料金表がなかった。

イ 運営規定

- ・新たに委託契約した受託居宅サービスに係る説明が記載されていない。

ウ 勤務体制の確保等

- ・特定施設入居者生活介護事業所における従業員が併設事業所等の業務を兼務しており勤務時間を按分していたが、按分された時間数が勤務実態と異なっていた。

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導  
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

エ 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針

- ・身体的拘束を行う際の同意や記録が不十分であった。

オ 特定施設サービス計画の作成

- ・新規入居者について特定施設サービス計画の原案が速やかに作成されておらず、その結果、利用者又はその家族に対して当該計画原案の説明、同意がないまま長期間サービスが提供されていた。
- ・特定施設サービスの原案が、他の特定施設従業者と協議されることなく計画作成担当者のみで作成されていた。
- ・介護予防特定施設サービス計画が終了するまでに、実施状況のモニタリングが行われていなかった。
- ・外部利用型において特定施設サービス計画と受託居宅サービスの計画が一体的に作成されていた。

カ 受託居宅サービスの提供（外部利用型）

- ・受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した際に、特定施設入居者生活介護事業者は、サービス提供票を受領したのみで、提供日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告を受けていなかった。

キ 受託居宅サービス事業者への委託（外部利用型）

- ・外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は事業開始に当たり、訪問介護、訪問看護及び通所介護を提供する事業者とこれらの提供に関する業務委託契約を締結する必要があるが、利用がないサービスについて契約締結がなされていなかった。

ク 利用料の受領

- ・介護報酬改定等により利用料を改定する際に、改めて説明を行っていない。

ケ 会計の区分

- ・指定特定施設入居者生活介護事業の会計が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の会計と区分されていない。

④介護給付費の算定及び取扱いに関するもの

ア 個別機能訓練加算

- ・個別機能訓練を行う場合に、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録することとなっているが、記録が確認できなかった。
- ・個別機能訓練計画の内容を利用者に説明し同意を得て署名徴しているが、同意年月日が記入されていなかった。

**② 指定基準に、「事業の開始に当たっては、訪問介護、訪問看護、通所介護事業者と業務委託契約を行うこと」とあるが、指定後についても同様か？**

訪問介護・訪問看護・通所介護事業者との委託契約は必須であるため、委託契約がされない状態は指定基準違反となります。

(山口県が厚生労働省に確認済)

また、委託先は同一法人の事業所でもよいか？

委託先は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者でなければなりません。同一法人かどうかは問いません。

参考

下関市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(受託居宅サービス事業者への委託)

第246条

2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)でなければならない。

4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

### ③ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護における軽度者レンタルの協議書とは？

外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を介護予防福祉用具貸与事業所及び福祉用具貸与事業所（以下「福祉用具貸与事業所」という。）と取り交わし、利用者に対して介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与（以下「福祉用具貸与」という。）を貸与する場合、軽度者（要支援1・2及び要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要支援1・2及び要介護1・2・3の者をいう。）については、その状態像から利用が想定されにくい福祉用具貸与に係る福祉用具の種目について、一定の条件に該当するものを除き、原則として保険給付の対象外となっています。

下関市においては、軽度者に対して原則は保険給付の対象外となっている福祉用具を貸与する場合には、下関市HPにありますガイドラインを基に取り扱いますので、当該ガイドラインの内容に留意し、必要に応じて「福祉用具貸与に係る協議書」の提出等をお願いします。

〔法令等〕

1. 厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年3月28日厚生労働省告示第165号）別表第一 8

「利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1から注3まで及び注5については適用しない。」

2. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）別表11 注4

「要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。」

#### ④ 短期利用特定施設入居者生活介護に係る届出書について

新たに「短期利用型特定施設入居者生活介護に係る届出書」を作成したため、「介護給付費算定体制に係る体制等状況一覧表」に添付する添付書類について、下記の通り変更しますので、ご注意ください。

##### 1. 内容

###### 特定施設入居者生活介護

短期利用型特定施設入居者生活介護

(旧) なし

(新) 短期利用特定施設入居者生活介護に係る届出書

##### 2. 適用時期

平成25年4月1日以降提出の書類

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導  
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

(別紙25)

短期利用特定施設入居者生活介護に係る届出書

事業所名	
異動区分	1 新規                      2 変更                      3 終了
施設種別	特定施設入居者生活介護

短期利用特定施設入居者生活介護に係る届出内容

① 指定年月日 …… 

平成	年	月	日
----	---	---	---

② 前3月の平均入居率 …… 

#####	%
-------	---

 → 80%以上

	月	月	月
定員	人	人	人
末日の入居者数	人	人	人
入居率	##### %	##### %	##### %

③ 利用料等            ※該当する場合には○をつけること

敷金・家賃・サービスに係る費用を除き、権利金その他の金品を受領していないこと。	
---	--

④ その他            ※いずれかに該当する場合には○をつけること

介護保険法の規定による勧告等を受けたことがないこと	
介護保険法の規定による勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること	

備考

- 1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費を算定している場合や介護予防特定施設入居者生活介護としては、短期利用できないものであること
- 2 短期利用に当たっては、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること
- 3 短期利用は、当該特定施設施設の入居定員の範囲内で空いている居室（個室に限る。）を利用するものであること。なお、短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者は、当該特定施設の入居定員の100分の10以下であること

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導  
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

(別紙1-1、1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所番号	3	5																		
事業所名																				
事業所電話番号																				

実施区分	1:新規	2:変更	3:終了
運用開始年月日	平成 年 月 日		

※実施するサービスのチェック欄に○を付け、すべての項目に対し該当する番号に○を付けてください。

サービス	提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他該当する体制等	索引
特サービス共通	1 有料老人ホーム(介護専用型) 2 経費老人ホーム(介護専用型) 3 養老老人ホーム(介護専用型) 4 特別ケア型 5 有料老人ホーム(混住型) 6 経費老人ホーム(混住型) 7 養老老人ホーム(混住型)	地域区分	職員の数による算定の状況 個別機能型特種料 仮置型特種料 専従型特種料 介護職員処遇改善加算	4 周南市(6地域) 5 周南市以外(その他)	
				1 1人1名 2 看護職員 3 介護職員	
				1 なし 2 あり	
				1 対応不可 2 対応可	1 なし
				1 なし 2 あり	2 あり
				1 なし 2 加算1 3 加算2 4 加算3	
				1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
特定施設入居者生活介護(仮称利用)	1 有料老人ホーム(介護専用型) 2 経費老人ホーム(介護専用型) 5 有料老人ホーム(混住型) 6 経費老人ホーム(混住型)	職員の数による算定の状況 仮置型特種料 介護職員処遇改善加算	1 1人1名 2 看護職員 3 介護職員	1 1人1名 2 看護職員 3 介護職員	1 なし
			1 対応不可 2 対応可	1 対応不可 2 対応可	2 あり
			1 なし 2 加算1 3 加算2 4 加算3	1 なし 2 加算1 3 加算2 4 加算3	
			1 1人1名 2 看護職員 3 介護職員	1 1人1名 2 看護職員 3 介護職員	1 なし
			1 なし 2 あり	1 なし 2 あり	2 あり
			1 なし 2 加算1 3 加算2 4 加算3	1 なし 2 加算1 3 加算2 4 加算3	
介護予防特定施設入居者生活介護	1 有料老人ホーム 2 経費老人ホーム 3 養老老人ホーム	職員の数による算定の状況 個別機能型特種料 介護職員処遇改善加算	1 1人1名 2 看護職員 3 介護職員	1 1人1名 2 看護職員 3 介護職員	1 なし
			1 対応不可 2 対応可	1 対応不可 2 対応可	2 あり
			1 なし 2 加算1 3 加算2 4 加算3	1 なし 2 加算1 3 加算2 4 加算3	

備考 事業所、施設において、施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等に該当する番号に○印を付けてください。なお、更新申請に際して変更がない場合は職員配置区分は記入不要です。  
新に計算を算定する場合は訂正更新の際に、下記の給付算定を添付してください。(既に当該のものについては省略)

- 添付書類
- ・職員の数による算定の状況 ……従業者の職務の内容及び職務形態一覧表(別紙4-3)
  - ・個別機能型特種料 ……従業者の職務の内容及び職務形態一覧表(別紙4-3)、資格証明書
  - ・仮置型特種料 ……従業者の職務の内容及び職務形態一覧表(別紙4-3)、仮置型特種料に係る届書(別紙4-4-1)、資格証明書
  - ・専従型特種料 ……なし
  - ・介護職員処遇改善加算 ……介護職員処遇改善算出表、介護職員処遇改善計画書、計画実行報告書
  - ・特定施設入居者生活介護 ……定額利用型特定施設入居者生活介護に係る届書(別紙2-5)(仮称利用)
  - ・索引(「あり」の場合のみ) ……介護給付費の算定に係る索引書の送付について(別紙3)

注 1 一時的に運用がされている介護サービスに係る届出がされ、当該等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の送付は不要とすること。

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導  
(特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

(再掲)

一定の要件を満たす特定施設については、家族介護者支援を促進する観点から、特定施設の空室における短期利用を可能とする見直しが行われました。

短期利用 特定施設入居者生活介護費 (新設)	⇒	要介護1	560 単位/日
		要介護2	628 単位/日
		要介護3	700 単位/日
		要介護4	768 単位/日
		要介護5	838 単位/日

※ 予防はありません。

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれます。

※算定要件

- ・ 特定施設入居者生活介護事業所が初めて指定を受けた日から起算して3年以上経過していること。
- ・ 入居定員の範囲内で空室の居室（定員が1人であるものに限る。）を利用すること。ただし、短期利用の利用者は、入居定員の100分の10以下であること。
- ・ 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・ 短期利用の利用者を除く入居者が入居定員の100分の80以上であること。
- ・ 権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・ 介護保険法等の規定による勧告等を受けた日から起算して5年以上であること。

(注) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費を算定している場合には適用しない。

**⑤ 外泊・外出時の報酬算定はどのようにすればよいか？**

介護報酬の算定告示において、「指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護を行った場合に算定できる」とされています。よって、外泊、入院等により入居者が不在の場合は、介護報酬は算定できません。また、入居契約の締結日から実際の入居日までに期間があいた場合でも、その間の介護報酬は算定できません。

なお、日帰りでの外出の場合は、介護報酬を請求することができます。

**【具体例】**

	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日	3月6日	3月7日	3月8日
	特定施設を出発	家族のところへ外泊						特定施設へ戻る
介護報酬の算定可否	○	×	×	×	×	×	×	○

→特定施設内で特定施設入居者生活介護を受ける「3月1日」と「3月8日」のみ介護報酬の算定が可能となる

平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導  
 (特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護)

**担当者名簿**

介護保険サービス事業者の指定・指導・事業運営に係る相談対応等の業務は、  
 下関市福祉部介護保険課事業者係（下関商工会館4階）にて行っています。

サービス及び相談票・協議書別の担当者名は以下のとおりです（平成25年  
 6月時点）。

※平成25年4月1日より係名が変わっておりますので、運営規程・重要事項説明書等に  
 連絡先として記載している内容を今一度ご確認ください。

下関市福祉部介護保険課事業者係 担当者名簿

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

T e l 083-231-1371

F a x 083-231-2743

サービス名	介護 予防	担当者	
		職	名
(総括)		係長	田島
		主任	沖野
訪問介護	○	主事	豊川
訪問入浴介護	○	主任主事	小橋
訪問看護	○	主任	河村
訪問リハビリテーション	○	主任主事	難波
		主事	藤野
居宅療養管理指導	○	主任	河村
通所介護	○	主任主事	難波
		主事	藤野
通所リハビリテーション	○	主任主事	難波
		主事	藤野
短期入所生活介護	○	主任	岩本
短期入所療養介護 (老健) (療養型)	○	主任	山崎
		主任	本名
特定施設入居者生活介護	○	主事	進藤
福祉用具貸与	○	主任主事	小橋
特定福祉用具販売	○	主任主事	小橋
居宅介護支援		主事	進藤
介護老人福祉施設		主任	岩本
介護老人保健施設		主任	山崎
介護療養型医療施設		主任	本名
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		主事	豊川
夜間対応型訪問介護		主事	豊川
認知症対応型通所介護	○	主任主事	難波
		主事	藤野
小規模多機能型居宅介護	○	主任	河村
認知症対応型共同生活介護	○	主任主事	小橋
地域密着型特定施設入居者生活介護		主事	進藤
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		主任	岩本
複合型サービス		主任	河村
介護予防支援		主事	進藤

  

相談票・協議書名	担当者	
	職	名
同居家族がいる場合の生活援助の算定	主事	豊川
認定の有効期間の半数を超えて利用する短期入所	主任	岩本
軽度者に対する福祉用具貸与	主任	本名